

青 警 本 地 第 2 8 7 号  
青 警 本 務 第 3 0 7 号  
平 成 2 6 年 1 0 月 1 6 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

非番者帰署時の動態管理及び帰署確認実施要領の運用について

見出しのことについては、本年6月から交番勤務員非番者（以下「非番者」という。）の帰署時の動態管理及び帰署確認方法について、「非番者の帰署時の動態管理及び帰署確認実施要領の試行運用について」（平成26年6月10日付け生活安全部長事務連絡）に基づき、試行運用してきたところであるが、この度、各警察署からの試行運用に関するアンケート調査結果を踏まえ、本格運用することとしたので遺漏のないようにされたい。

また、各警察署にあつては、幹部と部下とのコミュニケーション等を図り、絆の強化を徹底されたい。

記

1 本運用の趣旨

非番者帰署時における動態管理及び帰署した際の地域幹部等による帰署確認のほか、地域幹部等の確認に伴う地域課員とのコミュニケーション等による絆の強化を目的とした。

2 運用開始年月日

平成26年10月20日（月）

3 運用対象警察署

交番（本署に拳銃保管する交番）がある警察署を対象とする。

なお、小規模警察署においても、署情に合わせて運用を実施することは差し支えないものとする。

4 運用様式

別途指示するものとする。

5 確認者

(1) 3市警察署にあつては、原則、地域調整指導官とし、署情に応じて、地域課長代理、地域課内勤係長、地域官の順位で確認とするほか、当直責任者、副当直責任者、巡視係長、警察署長が指定する巡査部長以上の地域幹部を確認者としてすることができることとした。

(2) 3市警察署以外の対象警察署にあつては、原則、地域課長とし、内勤係長、警察

署長が指定する巡査部長以上の地域幹部を確認者として確認することができることとした。

- (3) 土日祝祭日について、3市警察署にあっては、巡視係長を確認者として運用することとし、巡視係長が巡視等で不在になる際は、当直責任者又は副当直責任者に簿冊を引き継ぎ、当直責任者又は副当直責任者を確認者とする。

3市警察署以外の対象警察署にあっては、当直責任者又は副当直責任者を確認者とする。

#### 6 非番者の帰署時の動態管理及び帰署確認実施要領

- (1) 試行運用時に実施していた帰署する際の交番からの帰署電話報告は、不要とする。
- (2) 非番者は、帰署し拳銃を保管庫に保管した後、地域課に立ち寄り、確認者に対して帰署した旨の報告をする。
- (3) 非番者は、別途指示する様式の確認時間欄に自ら確認者に報告した時間を記載し、確認者は、確認印欄に押印するものとする。
- (4) 土日祝祭日の場合は、非番者は拳銃を保管した後、巡視係長に帰署の報告をし、巡視係長不在の場合は、当直責任者又は副当直責任者に帰署の報告をすることとする。
- (5) 別途指示する様式の氏名欄は、非番者自らが記載、又は当番ごとに氏名を印刷したものを使用しても差し支えないものとする。
- (6) 運用対象警察署にあっては、非番の自動車警ら係員も、本運用の対象者としてとし、拳銃を保管後、確認者に帰署報告することとする。

#### 7 参考事項

- (1) 本運用は、単なる非番者の帰署確認を目的としたものではなく、地域幹部と非番者とのコミュニケーション等による絆の醸成を目的とするものであり、地域幹部である確認者は、非番者に対して、体調や健康状態などにおけるコミュニケーション等に心掛け、絆の醸成に努めること。
- (2) 土日祝祭日の確認者となる当直責任者又は副当直責任者については、積極的に非番者に対して、コミュニケーション等を図り、絆の醸成を努めるとともに、非番者の体調や健康状態に変化を感じた場合は、地域幹部に連絡して、情報の共有に努めること。
- (3) 本様式は、1か月ごとに地域課長決裁を受け、3か月を目処に廃棄することとする。

担当：地域課指導係